

令和8年5月版

保険会社 各位

豊橋市民病院
院長 平松 和洋

医療照会に関する注意事項について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

医療照会は、当院で作成した診断書に対する追加の問合せという認識で受諾しております。ご照会いただく文書の中には、作成した診断書と同様の「病名」、「初診日」、「検査日」、「手術日」といった項目が含まれていることがあり、そのため作成する医師の負担が大きくなっております。

今後、当院への医療照会の際は、下記の注意事項に留意いただいたうえ、ご依頼ください。

ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

- 1) 交付した診断書と重複する内容の医療照会は、お断りすることがあります。
- 2) 確認したい要点を具体的に示してご依頼ください。
- 3) 交付した診断書の証明期間以外の治療内容（併存症や合併症による他科受診歴、以前の手術情報、今後の手術予定など）のお問合せについては、医師の判断で回答しない場合がございます。
- 4) 当院を受診する前の治療内容については、原則、回答できかねます。診断書に前医情報がある場合は、前医にお問合せいただきますようお願いいたします。

以上

問合せ先
豊橋市民病院 医事課
電話：0532-33-6136（診断書・証明書等受付窓口）
0532-33-6111（代表）